

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 1 7 号
件 名	秋葉区矢代田駅周辺地区土地区画整理事業の陳情の処理について
要 旨	<p>当事案は、平成 29 年 6 月 13 日に新潟市議会永井武弘議長に対し、秋葉区矢代田駅周辺地区土地区画整理事業の早期完成を願望し陳情いたしました。</p> <p>しかし、環境建設常任委員会（深谷成信委員長）は、土地区画整理組合（阿部信行理事長）の話も聞かないまま、平成 29 年 6 月・9 月・12 月定例会、平成 30 年 2 月・6 月・9 月・12 月定例会で継続審査としました。</p> <p>このたび、平成 31 年 2 月定例会で再度審査されますが、万が一継続審査となれば、議会の常識並びに議会ルールからして、かりそめにもあってはならない法律違反行為となります。なぜならば、平成 31 年 5 月 1 日付で、新潟市議会議員は任期満了となり、継続審査の法的根拠が消滅するからです。このようなお粗末な事例は、全国的にも皆無に等しいです。</p> <p>ついては、当陳情に対する議会としての責務から、採択または不採択の最終判断を求めたく、陳情いたします。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 31 年 3 月 7 日 環境建設常任委員会
受 理	平成 31 年 2 月 19 日 第 5 7 9 号